CORPORATE GOVERNANCE

FIT EASY Inc.

最終更新日∶2025年10月15日 フィットイージー株式会社

代表取締役社長 國江 仙嗣 問合せ先:058-215-8744 証券コード:212A https://fiteasy.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社はMISSION"新たなフィットネス文化の創造で世界を変えていく"を掲げ、VISION"FITYOURSTYLE、FIT-EASYでは安心安全で楽しくご利用いただけるトレーニング環境を提供し、皆様の生活の一部となれる、世界一のアミューズメントフィットネスクラブを目指します。"を達成するべく、国内にアミューズメントフィットネスクラブを展開しております。

こうした企業活動を継続的に推進するためにも、株主をはじめ、取引先、従業員等、すべてのステークホルダーの期待に応えることが、経営上の 最重要課題であると位置付けており、そのため、コーポレート・ガバナンスを通じ、経営の透明性、効率性及び健全性を高めることが重要であると 考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4.議決権の電子行使のための環境整備】

当社は、自社の株主における海外投資家の比率を踏まえ、現在は業務効率化の観点から、機関投資家や海外投資家の議決権電子行使を可能とする議決権電子行使プラットフォームを利用しておりませんでしたが、2026年1月開催の定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームの導入を予定しております。

また、当社は招集通知の英訳を行っており、当社ホームページ及び東京証券取引所ウェブサイトへ掲載することで、海外投資家の議決権行使を促進する環境作りを行っております。

【補充原則3-1-3.サステナビリティについての取組み等】

当社は、企業理念である、MISSON「新たなフィットネス文化の創造で世界を変えていく」のもと、VISION(FITYOURSTYLE)、VALUE(行動規範)に基づき、事業を通じたサステナビリティの実現、及び社会課題の解決に全社員が取り組み、持続可能な社会の実現に貢献することを目指しております。

< 自社のサステナビリティについての取組み>

当社では、サステナビリティに関する取組みのうち環境への取組みとして、会議資料の電子化、従業員へのノートPCの貸与、電子契約システムの導入によるペーパーレス化等を実施しております。今後も事業活動における環境負荷の低減を推進してまいります。

社会への取組みとして、従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに安全で働きやすい環境を確保すべく、性別・国籍・在籍年数にかかわらず、ポジションに最適な人材を登用することを基本として継続的な人材の多様性の確保に取り組んでおります。また、男性の育児休業取得率においては厚生労働省による令和5年度雇用均等基本調査結果における全国の企業平均を上回っており、今後も継続して当該指標を超える職場環境の整備を推進してまいります。

ガバナンスへの取組みとして、中長期的な企業価値の向上において、サステナビリティに関する検討及び対応を重要な経営課題として認識しており、定期的に各部門から取締役会への報告の上で対応策を検討しております。また、事業活動において発生するリスクについて、各事業部門の担当する業務におけるリスク管理を適切に実施し、各部門長を中心とした経営会議にて定期的に各課題や具体的な対応策の決定、並びに継続的な状況のモニタリングを行っており、重要度に応じて取締役会へ報告する体制としております。

< 人的資本や知的財産への投資等 >

当社は、激しさを増す環境変化に適応し、イノベーションを創出する重要性を強く認識しております。その源泉となる人的資本を最大化すべく、人事制度及び教育研修制度の充実を引き続き推進して参ります。また、知的財産の保持及び投資は、当社の中長期的な企業価値の向上と社会への価値創造のために必要不可欠であると認識しております。当社は、国内外における知的財産権の取得と維持に努めるととともに、侵害が生じた場合には、迅速かつ厳格に対処し、知的財産の保護に取り組んで参ります。

< 気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について>

当社は、気候変動を経営上の重要課題の一つと認識しています。お客様やお取引先とともに持続可能な未来を築くため、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言が示す4つの開示項目(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)に沿って、気候変動がもたらすリスクと収益機会が事業に与える影響を分析し、対応策を検討しております。その内容については、2026年1月に提出する有価証券報告書において開示いたします。

【補充原則4-1-3.最高経営責任者等の後継者の計画】

当社は、現時点において、特に最高経営責任者等の後継者計画を策定しておりません。しかし、次世代の最高経営責任者育成のための計画の 重要性については十分に認識しておりますので、中長期的な課題として対応を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4.政策保有株式】

当社は、政策保有株式を保有しない方針であり、今後も保有の予定はありません。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引や取締役と会社との利益相反取引が発生する場合は、取締役会の承認を得ることとしております。また、主要株主との関連当事者間の取引については、取引の必要性、取引条件の妥当性等を検討し、取締役会の承認を得ることとしております。

【補充原則2-4-1.中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、性別・国籍・在籍年数にかかわらず、ポジションに最適な人材を登用することを基本方針としております。MISSONを実現するためには、 従業員の多様性、人格、個性を尊重することが重要であると考えていることから、女性、外国人、中途採用者を区分することなく、能力や資質に応 じて登用しております。

近年においては管理職候補となる人材も増加していることから、多様性の観点から測定可能な目標として管理職に占める女性従業員の比率を20.0%以上(2025年8月末時点で11.1%)とすることを目標として設定しております。なお、外国人については採用人数が少ないこと、並びに中途採用者については当社の事業戦略に基づき即戦力となる人材を採用することから測定可能な目標は設定しておりません。

今後も、人材の多様性の確保に向けて、継続的に人材育成と社内環境の整備に取り組んでまいります。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度は導入しておらず、今後も導入の予定はございません。

【原則3-1.情報開示の充実】

当社の方針は以下の通りです。

(a) 経営理念等や経営戦略、経営計画

経営理念、経営戦略及び経営計画は当社ホームページに掲載しております。

(b) コーポレート·ガバナンスに関する基本的な考え方·基本方針

本報告書及び有価証券報告書において開示しております。

(c) 取締役会が経営陣幹部·取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、報酬諮問委員会が、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額内において、事業内容及び事業規規模を考慮し、各役職と職責に応じた報酬について審議したうえで、取締役会において決定しております。

(d) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者の選任及び解任を行うに当たっては、指名諮問委員会において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であるかを総合的に審議し、かつ監査役候補については監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。

(e) 取締役・監査役候補の個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の指名に当たっては、株主総会招集通知において、個々の略歴、指名理由を記載し説明しております。

【補充原則4-1-1.取締役会の役割・責務】

当社は、取締役会に付議する事項を「取締役会規程」に定めるとともに、「職務権限規程」において、代表取締役及び担当取締役に委任できる範囲を明確に定めております。また取締役会を毎月開催して重要な業務執行の意思決定を行うとともに、各取締役の業務の執行状況について報告がされております。

【原則4 8.独立社外取締役の有効な活用】

当社は、全取締役9名中3名が独立社外取締役となります。当該独立社外取締役は、その経歴・能力から見て十分な資質を備えており、取締役会にて意思決定を行う際の適切な監督・助言を通じて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するべく、その役割・責務を果たしております。

【補充4 8-3.支配株主からの独立性の確保】

当社は、支配株主と少数株主の利益が相反する重要な取引・行為については、当該取引状況等の内容の適正性を審議・検討するため、独立社外取締役を過半数以上で構成する特別委員会を設置しております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外取締役の独立性については、会社法の社外要件及び東京証券取引所の独立性基準に準拠し、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがない独立した立場にあること、取締役会における率直・活発で建設的な審議及び決議等への貢献が期待出来る人物であること等を総合的に判断し選定しております。

【補充原則4-10-1.任意の仕組みの活用】

当社は取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の指名諮問委員会・報酬諮問委員会を設置しております。

指名諮問委員会・報酬諮問委員会は、経営管理本部担当取締役と社外 取締役4名の計5名から構成されており、独立社外取締役が過半数を占めております。また、独立社外取締役が委員長を務め、独立性・客観性を担保しております。

【補充原則4-11-1.取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、定款で定める取締役の範囲内で、当社経営に必要な知識・経験・能力等のバランスに配慮しつつ、多様性のとれた構成とすることを基本的な考え方としております。

取締役のスキル・マトリックスについては株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-11-2.取締役・監査役の兼任状況】

当社の取締役および監査役は、役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力をそれぞれの業務に振り向け、兼職については合理的 範囲に留めており、兼職に際しては当社取締役会で事前に承認を得ることとしております。なお、重要な兼職状況は定時株主総会招集通知にて 開示しております。

【補充原則4-11-3.取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会の実効性についての分析及び評価を実施するため、全取締役および全監査役に対して、取締役会の役割、機能、運営等に関するアンケート(選択形式及び自由記述)を期末後に実施しております。

2024年10月期末におけるアンケートの結果からは、取締役会は適切に運営され、実効性は確保されていることを確認いたしました。

【補充原則4-14-2.取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社の取締役及び監査役は、求められる役割・責務を適切に果たすため、社外の各種セミナーへの参加、外部団体への加入、関連書籍の購入等を推奨するとともに、これらの費用については、適切な社内手続を経て当社負担とすることとしております。

また、新任取締役に対しては、適宜当社の店舗を視視察等の機会を設け、当社への理解を深めるため機会を提供しております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進するため、四半期ごとの機関投資家を対象とした決算説明会を開催いたします。また、株主・投資

家との個別ミーティングについては、当該ミーティングの目的を十分検討した上で合理的な範囲で対応いたします。 株主・投資家との対話を通じて得られた意見・要望等については、必要に応じて取締役会へも報告を行うこととしております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示(初回)
英文開示の有無 <mark>更新</mark>	無 し

該当項目に関する説明

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、資本コストや株価を意識した経営の実現を重要課題の一つと認識しており、株主資本コストを上回る資本収益性(ROE)を創出することが、企業価値向上において重要であると考えております。

現狀評価

資本コストと株価の現状は、2024年10月期におけるROEは53.4%となり、基準となる株主資本コスト8~9%を上回る資本収益性を達成できております。また、株価純資産倍率(PBR)は2024年10月期では8.14倍となり、東京証券取引所が求める1倍を大きく上回っております。

当社は企業価値向上に向けて「中期経営計画」を策定しており、2027年10月期における売上高126億円・営業利益率26.3%を目標としております。今後も「中期経営計画」に掲げる関東エリアへの出店強化、AIを利用した一人一人にパーソナライズされた当社独自の健康の自動化システムであるヘルスケアオートメーションの導入等の取り組みにより収益性の向上を図るとともに、IR活動の強化や適切な株主還元を通じて資本効率を高め、株主資本コストを上回るROEを確保してまいります。

当社の資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の概要については、下記当社ホームページに公表しております「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」に掲載しておりますので、ご参照ください。

https://ssl4.eir-parts.net/doc/212A/tdnet/2596782/00.pd

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オリーブ	7,500,000	47.19
國江 仙嗣	3,242,100	20.40
野村信託銀行株式会社(投信口)	900,000	5.66
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	716,800	4.51
株式会社SBI証券	288,365	1.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	255,100	1.60
中森 勇樹	219,330	1.38
國江 紀久	200,000	1.25
野村證券株式会社	141,697	0.89
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	105,966	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無	國江 仙嗣
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記【大株主の状況】は、2025年4月30日現在の状況を記載しております。なお、本報告書提出日現在までに以下のとおり、新株式の発行及び 当社株式の売出し、並びに大量保有報告書の変更報告書が公衆の縦覧に供されております。

【新株式の発行及び当社株式の売出】

2025年9月26日開催の取締役会において決議された新株式発行及び当社株式の売り出しにより、2025年10月14日付で、新株発行により発行済株式総数は630,000株増加し、当社株式の売出しにより國江仙嗣氏の所有株式数が1,500,000株減少しております。

【大量保有報告書】

2025年6月5日提出、野村證券株式会社及びその共同保有者による大量保有報告書の変更報告書 2025年7月4日提出、野村證券株式会社及びその共同保有者による大量保有報告書の変更報告書 2025年8月5日提出、野村證券株式会社及びその共同保有者による大量保有報告書の変更報告書

3.企業属性

上場取引所及び市場区分 <mark>重新</mark>	東京 プライム、名古屋 プレミア
決算期	10 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当該支配株主と取引を行う場合には、少数株主やその他の一般取引先の利益を損なうことがないよう、当該取引の合理性と取引条件の妥当性 等を十分に検討し、取締役会の承認を得ることとしております。

また、少数株主の利益を保護するため、当該支配株主との重要な取引については、取引状況等の内容の適正性を審議・検討する、独立社外取締役を過半数以上で構成する特別委員会を設置しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	22 W-	会社との関係()												
K-A	属性	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k		
新谷 永	他の会社の出身者													
星野 秀人	他の会社の出身者													
松浦 陽司	他の会社の出身者													
森口 祐子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新谷 永			新谷永氏は、長年にわたる豊富な経営者としての経験と幅広い見識があり、特に法令順守及び従業員管理について高い専門的な知見を有しております。これらに基づき、独立的な立場で当社の経営に対して客観的・専門的な視点で有益な意見や指導・監督をいただけるものと判断し社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。
星野 秀人			星野秀人氏は、長年にわたる豊富な経営者としての経験と幅広い知識、見識があり、特にマーケティング及び出店戦略について高い専門的な知見を有しております。これらに基づき、独立的な立場で当社の経営に対して客観的・専門的な視点で有益な意見や指導・監督をいただけるものと判断し社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。
松浦 陽司			松浦陽司氏は、金融機関での役員としての経験に加え、上場企業での豊富な知識と経験があり、特に法令順守及び機関運営について高い専門的な知見を有しております。これらに基づき、独立的な立場で当社の経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしていただくことが期待できると判断し社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。
森口 祐子		森口祐子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておりませんが、当社の主要取引先である株式会社大垣共立銀行の社外取締役に就任していることを踏まえて、独立役員として選任しておりません。	森口祐子氏は、プロスポーツ選手として長年培ってきた幅広い見識と知見を有しており、特に女性の目線から当社経営全般に対する適切な提言や助言により、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしていただくことが期待できると判断し社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社外取 締役

【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は内部監査担当と、定期的に監査の状況について報告を受けております。

また、監査役は、会計監査人、内部監査担当と四半期ごと又は必要に応じて情報交換や意見交換を行うことで、お互いの監査状況を確認しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1)

氏 夕	属性	会社との関係()													
戊 苷	周1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	m	
小倉 規良	他の会社の出身者														
水越 洋貴	公認会計士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- L 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小倉 規良			小倉規良氏は、上場会社における豊富な経験およびグループ会社での経営参加により企業経営に関する高い見識を有しており、常勤監査役(社外監査役)として、当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督が期待できると判断し社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。
水越 洋貴		水越洋貴氏が代表を務める水越ビジネスサポート株式会社との間で、コンサルタント契約を締結し、公認会計士としての立場から経理・会計業務に関する助言、指導を受けておりました。 当社の社外監査役の就任にあたり、当該コンサルタント契約は解除しており、現在は同社と当社との間での取引関係はありません。	水越洋貴氏は、公認会計士として豊富な経験と高い見識があり、特に豊富なコンサルティング活動により企業経営に関する高い知見を有しております。これらに基づき、当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督が期待できると判断し社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の持続的な向上をはかることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役及び監査役の報酬について報酬総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は株主総会において定められた報酬限度内において、個別の取締役の報酬額については取締役会決議によって各取締役の職務の内容や成果等を総合的に勘案して決定する他、取締役の報酬に関する任意の諮問委員会を設置し、報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化しております。また監査役の報酬については監査役の協議において、監査役会にて決定しております。

当社の役員の報酬限度額は、取締役は年額200,000千円以内(2024年1月23日開催の株主総会決議)、監査役は年額20,000千円以内(2023年1月27日開催の株主総会決議)とされております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対し、取締役会資料を事前配布し、社外取締役及び社外監査役が充分な検討する時間を確保するとともに、取締役会事務局より必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役に対しては、取締役会事務局より重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役9名(うち社外取締役4名)で構成され、代表取締役社長國江仙嗣が議長を務め、1か月に1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては月次決算の報告、並びに法令及び定款で定められた決議事項を含む会社経営に関する重要事項等の審議・決定を行っております。また、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役として様々な事業分野において高度な知見・経験を持つ方を招聘し、独立した見地から社外からの経営監視を可能とする体制作りに努めております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、客観性、中立性を確保し、取締役の職務執行状況を監査できる体制を整えております。監査役会は1か月に1回、また必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査の方針、監査計画、監査の方法及び監査業務の分担等を決定しております。

(c)リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長國江仙嗣を委員長とし、その他、常勤取締役4名及び常勤監査役1名、内部監査担当をもって構成しており、定例会として四半期に1回、また必要に応じ臨時で開催し、リスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、当社におけるあらゆるリスク、コンプライアンス、トラブル/クレームへの対応および未然防止の体制構築を図るべく、重要事項の審議と方針決定を行っております。

(d)報酬·指名諮問委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の報酬・指名諮問委員会を設置しております。

(e) 特別委員会

当社は、支配株主との重要な取引については、少数株主との利益が相反することがないよう、当該取引内容の審議・検討を行う、独立社外取締役が過半数で構成された特別委員会を2025年4月に設置しております。

(f) 会計監査人

当社は、仰星監査法人と監査契約を締結し、公正不偏の立場から会計に関する監査を受けております。

(g) 内部監查担当

内部監査担当3名は、代表取締役社長國江仙嗣の命を受け自己の属する部門を除く当社全体を継続的に監査しております。内部監査担当は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、代表取締役社長國江仙嗣に対して監査結果を報告した上で、被監査部門に改善を指示し、その結果を報告させることで、内部統制の維持改善を図っております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、取締役会における経営上の意思決定の合理性・迅速性を確保しつつも、 監査役会及び内部監査担当による十分な牽制体制を構築し、企業経営の健全性・透明性を確保することを目的として、上記の企業統治体制を採 用しております。また、社外取締役及び社外監査役を選任し、その経験・知識等を活用し、独立・公正な立場から取締役の職務執行への監視を受 けることにより、経営への監視・監督体制の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送は行っておりませんが、招集通知発送前に、招集通知に記載する情報を当社HPおよび東証ウェブサイトに開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の事業年度期末日は10月31日となり、株主総会の開催日は、1月下旬のため、3月末決算会社の総会集中日とは異なります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	現時点では、議決権電子行使プラットフォームは導入しておりませんが、2026年1月開催の 定時株主総会より導入を予定しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英文での提供を実施しております。英文にした招集通知は当社HPで開示しております。

2.IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身記 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HP に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な個人投資家への説明会を重要な機会として認識し、四半期ごとに 決算説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算説明会を開催しております。また、定期的説明会とは別に 個別ミーティングへの対応等を行っております。 株主・投資家との対話を通じて得られた意見・要望等については、必要に応 じて取締役会へも報告を行う予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では開催を予定しておりませんが、今後の株主構成の変化によって は開催を検討して参ります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社HPにIRサイトを設置してIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社は、MISSION、VISION、VALUEを定めており、ステークホルダーに対して従業員が取るべき行動指針として当社役員・従業員等に広く周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、持続可能な社会を実現することの重要性を認識しており、今後の検討課題であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	ステークホルダーに対して適時適切に会社情報を提供することができるよう、適時開示規程を定めております。

内部統制システム等に関する事項

- 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) コーポレート·ガバナンス

取締役及び取締役会

- ・取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。
- ·取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令·定款等に則り業務を執行し、3か月に一度以上業務執行状況を取締役会に報告する。
- ・取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞な〈取締役会において報告する。
- ・コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役を選任する。

監査役及び監査役会

監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査担当及び監査法人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行を監査する。

(b) コンプライアンス

コンプライアンス体制

役員及び従業員がコンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「コンプライアンス・マニュアル」その他の行動規範を定める。その目的達成のため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会をはじめとした各種委員会を設置し、諸施策を講じる。

内部通報制度

コンプライアンスの相談・報告窓口として、コンプライアンス相談窓口を設置し、法令違反や当社の行動規範違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(c) 内部監查

業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、代表取締役直轄の組織として内部監査担当を設置し、内部監査担当による内部監査を実施する。内部監査の結果は定期的に取締役会に報告されるものとする。

(d) 懲戒処分

役員及び従業員の職務の執行により法令違反等が生じた場合、役員については会社法等に照らし、従業員については「就業規則」などに則り、厳 正な処分を行う。

- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施し、情報流出防止するための体制を整備する。
- (b) 各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (c) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- (d) 個人情報については、法令及び「個人情報管理規程」に基づき厳重に管理する。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理
- ・リスク管理は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- ・全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて行い、協議・決定事項、進捗状況については必要に応じて取締役会に報告する。
- (b) 危機管理

自然災害など重大事態が発生した場合に備えて「緊急事態対応マニュアル」を策定している。緊急事態が発生した場合又は発生が予想される場合には、場合によっては代表取締役を室長とする緊急事態対策室を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行する。

- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (b) 取締役会は、中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- (c) 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
- (d) 取締役会において各役員の担当を決定するとともに、諸規程において各役員·従業員の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確

- (5)企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社は、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- (b) 当社は、当社グループの経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
- (c) 主管部門は、主管する子会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援する。
- (d) 経営管理本部は、当社グループの業務の適正性について監査を行う。ただし、内部監査担当を有する子会社については、当該部門と連携して 行う。
- (e) 監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、当社グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見 交換等を行い、連携を図る。
- (f) 当社のコンプライアンス相談窓口は、当社グループの役員·従業員のほか取引先などの社外からの相談も受け付ける。
- (g) 当社の各部門及び子会社は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- (h) 当社グループは、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制及びグループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。また、適時適正な情報開示を行うために必要な体制を整備する。
- (6)監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査役の職務遂行を補助する内部監査担当を設置し、専任の人員を配置する。当該人員の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認 を要する。
- (7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、経営会議その他重要な会議に出席する。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- また、当社は、子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導す る。
- (c) 経営管理本部長、経理部長等は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
- (d) 経営管理本部長は、コンプライアンス相談窓口の利用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。
- (e) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- (8)監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、内部監査担当及び監査法人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行う。
- (b) 監査役は、随時会計データ等の社内資料データを閲覧することができる。
- (c) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。
- (d) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。
- 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、(社)日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実行の手引き(第7版)」(2017年11月)及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月 犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しております。 当社における方針・基準等については、「MISSION」、「VISION」、「VALUE」、更には「反社会的勢力対応規程」において定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。

また、社内体制としては、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けて、その徹底を図るとともに取引開始前には反社会的勢力でないことのチェックを義務付けております。

その他

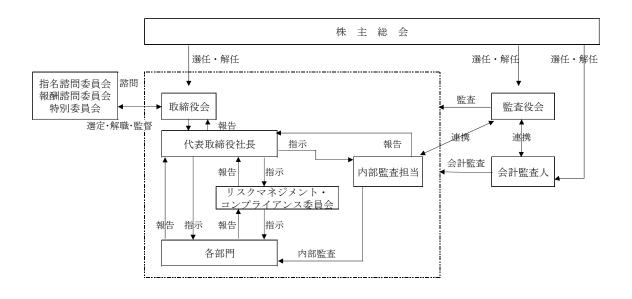
1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要

